省　令

○総務省令第四十五号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第六条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六条の応急の修繕を定める省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

総務大臣　片山　善博

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六条の応急の修繕を定める省令

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第六条の総務省令で定める応急の修繕は、東日本大震災により主たる事務所の庁舎が半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた特定被災地方公共団体である市町村が行う修繕であって、主たる事務所の機能の応急の復旧のために必要なものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四十六号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八条第一項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八条第一項の徴収金等の範囲を定める省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

総務大臣　片山　善博

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八条第一項の徴収金等の範囲を定める省令

（徴収金の範囲）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「法」という。）第八条第一項第一号に規定する地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項及び第三項又は第五条第二項及び第三項の規定により県又は市町村が課する普通税、同条第五項の規定により指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税

二　使用料（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条の政令で定める公営企業に係るものを除く。）及び手数料

三　分担金及び負担金

（災害予防等の範囲）

第二条　法第八条第一項第二号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものは、次に掲げる対策で国庫補助金又は国庫負担金の交付を受けて地方公共団体が行うものとする。

一　水防対策

二　災害救助対策

三　伝染病予防対策

四　病虫害駆除対策

五　農作物種子対策

六　災害廃棄物処理対策

七　死亡獣畜処理対策

八　湛水排除対策

九　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第二十二号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の四第一項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

財務大臣　野田　佳彦

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令（平成二十一年財務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「までに行うもの」の下に「及び平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までに東日本大震災による被害に対処するために行うもの」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第二十三号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

財務大臣　野田　佳彦

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

「日本銀行納付金債権　国民生活金融公庫納付金債権　農林漁業金融公庫納付金債権　中小企業金融公庫納付金債権　公営企業金融公庫納付金債権　日本政策投資銀行納付金債権　国際協力銀行納付金債権」を「日本銀行納付金債権」に、「独立行政法人住宅金融支援機構納付金債権」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構納付金債権」に、「国立大学法人納付金債権　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構納付金債権」を「日本郵政公社納付金債権　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構納付金債権」に、「国立大学法人住宅金融支援機構納付金債権」を「独立行政法人住宅金融支援機構納付金債権」に、「国立大学法人納付金債権　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構納付金債権」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構納付金債権」に改め、同号10中「帰国費貸付金債権　国民生活金融公庫貸付金債権　中小企業金融公庫貸付金債権」を「帰国費貸付金債権」に、「特定大規模道路用地取得資金貸付金債権」を「特定大規模道路用地取得資金貸付金債権　空港機能施設災害復旧事業資金貸付金債権」に改める。

別表第二第一号3中

債権	を「日本銀行納付金債権」に、「独立行政法人住宅金融支援機構納付金債権」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構納付金債権」に、「国立大学法人住宅金融支援機構納付金債権」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構納付金債権」に改める。
債権	
債権	
債権	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第二十四号

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条及び地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

財務大臣　野田　佳彦

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「三兆五千七百五十億円」を「四兆六千二百九十億円」に、「一兆九千二百五十億円」を「八千七百十億円」に、「千七百八十七億五千万円」を「二千三百十四億五千万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

○財務省・経済産業省令第二号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

財務大臣　野田　佳彦

経済産業大臣　海江田万里

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第五号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に改める。